

掲載日	令和6年1月5日
担当者	島根県青少年家庭課 俵、狭間
TEL	0852-22-6190、6393
FAX	0852-22-6045

「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」素案に関する意見募集について

島根県では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定などに基づき、困難を抱える女性への支援を総合的かつ計画的に推進するため、「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定を進めているところです。

この計画の策定に当たって、県民の皆様のご意見を募集します。

記

1 意見の募集期間

令和6年1月8日（月・祝）から令和6年2月7日（水）まで

2 公表資料

- ・島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）素案
- ・上記計画素案の概要資料（参考資料）

※なお、素案及び素案概要の第5章の2に掲げる目標指標のうち、「女性相談窓口の認知度」については、R5現状値の集計結果を確認した時点で、改めてこのホームページ上でお知らせします。

3 公開場所

島根県ホームページ、島根県青少年家庭課ホームページ、

※島根県ホームページ URL（意見募集開始後に公開します。）

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/dv/josei_soudan/konnanjoseishien2023.html

県政情報センター、県政情報コーナー、

県女性相談センター（松江市・大田市）、各児童相談所（隠岐相談室含む）

※意見募集開始後に閲覧できます。

4 意見の提出方法

①郵送、FAXの場合

別紙様式に記入し、送付する。

②電子メールの場合

件名「島根県困難女性支援基本計画」、氏名または団体名、住所を記載し送付する。

5 提出先

①郵送、FAXの場合

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部青少年家庭課

(郵送の場合、令和6年2月7日(水)到着分までとさせていただきます。)

FAX番号：0852-22-6045

②電子メールの場合

青少年家庭課メール seisyou@pref.shimane.lg.jp

6 意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、十分に検討・考慮して、「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定します。
- ・意見に対する個別の回答はしませんが、後日、個人・団体等が識別される情報を除いた上で、意見の趣旨とこれに対する県の考えを公表します。
- ・公表する際は、寄せられた意見の全文ではなく、要約して公表することがあります。

7 問い合わせ先

島根県健康福祉部青少年家庭課

電 話 0852-22-6190

FAX 0852-22-6045

メール seisyou@pref.shimane.lg.jp